

別表第1（第1条関係）

補助対象事業	補助対象事業の範囲等
住宅揺れ対策事業	<p>○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）の耐震診断で、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の基本方針に基づき行うもの。ただし、分譲マンション（区分所有された建築物で、区分所有者の用に供する部分を要するものをいう。以下同じ。）を除く。</p> <p>○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した分譲マンションの耐震診断（予備診断・本診断）</p> <p>※ 予備診断：市町村が実施要綱等で定める方法に基づき行う診断で、診断者が設計図書や修繕等の管理履歴、目視による劣化状況の確認等を行い、耐震診断の診断方法、診断費用等を算出するもの。</p> <p>※ 本診断：建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の基本方針に基づき行う耐震診断で、市町村が実施要綱等で定めるもの。</p>
耐震改修事業	<p>○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅（分譲マンションを除く。）の耐震改修で、(1)及び(2)を満たすもの。</p> <p>(1)耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p> <p>(2)耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。</p>
一部屋耐震化事業	<p>○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅（耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る。）の、耐震シェルター、耐震ベッドなどの設置による生活空間の耐震化で、市町村が実施要綱等で定めるもの。</p>
不燃化改修事業	<p>○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅（分譲マンションを除く。）の耐震改修に伴う耐火性能の強化で、市町村が実施要綱等で定めるもの。</p>
感震ブレーカー等設置事業	<p>○住宅の感震ブレーカー等の設置で、市町村が実施要綱等で定めるもの。</p>
津波対策事業	<p>○主な事業例として次に掲げる津波被害を軽減する取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ作成等の防災啓発</li> <li>・避難情報提供手段（防災行政無線等）の整備</li> <li>・指定緊急避難場所（津波避難ビル等）、避難誘導標識、避難情報看板、避難路の整備</li> <li>・避難訓練</li> <li>・耐浪検査</li> </ul>

消防団等強化対策事業	消防団強化事業	<p>○主な事業例として次に掲げる消防団の充実強化を図る取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員入団促進</li> <li>・拠点施設、資機材（複合災害対策用を含む）、訓練施設の整備（車両の整備は除く）</li> <li>・訓練、研修</li> </ul>
	消防団車両整備事業	○要綱第5条第2項に規定する消防団充実強化計画を提出した市町村が行う消防団車両の整備。
	自主防災組織強化事業	<p>○主な事業例として次に掲げる自主防災組織の充実強化を図る取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材整備</li> <li>・訓練、研修</li> </ul>
消防広域化事業	消防広域化施設等整備事業	<p>○消防の広域化を検討するための準備活動。</p> <p>○主な事業例として次に掲げる消防の広域化に伴う施設等の整備で、(1)から(3)までのすべてを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部統合に伴う準備活動、物品・備品の整備、事務処理システムの導入・変更、看板整備、広報</li> <li>・署所新設、改修</li> <li>・高規格救急車両の導入</li> <li>・消防指令センターの整備</li> <li>・消防救急無線デジタル化活動波の整備(基地局、車載・携帯無線設備等)</li> </ul> <p>(1) 広域化について合意があること。</p> <p>(2) 県消防広域化推進計画に基づく広域化（本部の統合）であること。</p> <p>(3) 広域化する市町村が策定する広域化に関する計画(消防運営計画等)に基づく事業であること。</p>
	消防の連携・協力事業	<p>○「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力を行う市町村が実施する消防の連携・協力に関する事業で、(1)及び(2)を満たすもの。</p> <p>(1) 当該市町村が策定する連携・協力実施計画等に基づき実施する事業であること。</p> <p>(2) 原則として、県消防広域化推進計画で定める広域化の地区内の組み合わせによる事業であること。</p>
消防県内広域応援事業		<p>○県内消防広域応援に必要な資機材を整備するもの。 （神奈川県緊急消防援助隊受援計画（資料編）神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画（資料編）の応援可能資機材一覧表に記載する資機材を増加させるものに限る）</p> <p>○県内消防応援部隊の車両・資機材等を整備するもの。 （神奈川県内消防広域応援実施計画に定める広域応援部隊に限る）</p>

<p>風水害対策事業</p>	<p>○主な事業例として次に掲げる風水害被害を軽減する取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報伝達手段の整備（広報車、防災アプリ、防災ラジオ、情報配信機器等）</li> <li>・ リスク情報周知事業（ハザードマップ作成、避難標識整備等）</li> <li>・ 被害抑制整備（逆流防止弁設置、止水板設置等）</li> <li>・ 対応資機材整備（ボート、ブルーシート、土嚢、排水ポンプ等）</li> <li>・ 避難促進事業（避難所看板、輸送車両の整備等）</li> <li>・ 避難所の生活環境改善事業（非常用電源、冷暖房機器、携帯トイレ、備蓄食料、複合災害対策資機材など、避難所の資機材等の整備）</li> <li>・ 訓練、研修</li> <li>・ 事前調査（避難に係る住民の意識調査等）</li> <li>・ 災害用トイレの整備（マンホールトイレの整備、在宅避難者用の携帯トイレ備蓄等）</li> </ul>
<p>通常事業</p>	<p>○自助に資する事業。（災害時に県民及び事業者が自らの安全を自ら守る取組を促進するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民参加の防災訓練</li> <li>・ 防災啓発事業（防災講演、起震車整備、各種ハザードマップ・防災マップ作成等）</li> <li>・ 住宅安全対策（建築物の耐震化を除く）事業（家具転倒防止器具設置、がけ地崩落防止工事、危険ブロック塀除去等）</li> <li>・ 災害情報（避難情報）提供手段の整備事業（防災行政無線整備、避難情報配信機器整備等）</li> <li>・ 緊急避難対策事業（指定緊急避難場所・避難誘導標識・避難情報看板・避難路の整備等）</li> </ul> <p>○共助に資する事業。（災害時に県民、事業者等が連携し、協力して助け合う取組を促進するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災力の充実強化事業（地域の防災組織の資機材整備、防災訓練、地区防災計画の策定、防災指定井戸の整備等）</li> <li>・ 県民等が使用する消防水利、消火資機材の整備事業（耐震性貯水槽、消火ホースキットの整備等）</li> <li>・ 地域の防災人材育成事業（地域防災リーダー研修、救命講習の推進等）</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備事業（避難行動要支援者の名簿作成・システムの整備等）</li> </ul> <p>○広域的な対応を図る事業。（災害時の広域的な対応を図る取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数市町村が連携して行う事業（他市町村と共同で実施する備蓄食糧等の整備等）</li> <li>・ 住民以外を対象として含む事業（帰宅困難者・観光客用の避難施設の整備、避難施設の資機材・備蓄食糧の整備、Net119 通報システム・#7119（救急安心センター事業）システムの導入等）</li> </ul>

特別対策事業	<p>○知事が特に必要と認めるもの。ただし、危機管理事象（火山噴火、土砂災害等）により被害が発生している又は避難勧告等により発生の蓋然性が高いと認められ、かつ、(1)から(3)まで全てを満たす場合に活用を検討。</p> <p>(1)事業を実施する緊急性があること。  (2)市町村支援制度の代替性がないこと。  (3)県の施策に適合していること。</p>
市航空消防隊運航事業	<p>○県内消防広域応援に必要な航空消防隊の維持管理費（広域応援に必要な耐空検査、定期点検、点検に伴う修繕等に限る、人件費、燃料費、消火薬剤等は除く）</p> <p>○航空消防隊の運航要員の養成費（操縦士や整備士等の資格取得、訓練に係る経費）</p>
地域防犯カメラ設置事業	<p>○県内市町村が、当該市町村の区域における地域防犯力の向上を目的として、安全・安心まちづくり団体が実施する地域防犯カメラの設置事業を補助する事業又は地域防犯カメラを自ら設置する事業であって、当該市町村が策定した地域防犯力向上計画に基づき行われるもの。</p> <p>※ 安全・安心まちづくり団体  県民又は事業者により組織された団体であって、継続的かつ計画的に地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体</p> <p>※ 地域防犯カメラ  地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるもの。</p> <p>※ 地域防犯力向上計画  市町村が、関係機関・団体と連携して実施する、当該市町村の区域における地域防犯力を向上させるための施策・事業についての当該年度の計画</p>
消防救急デジタル無線共通波の更新事業	<p>○消防救急デジタル無線共通波設備の更新で、消防本部を設置している市町における全県一括共同整備事業によるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計</li> <li>・無線・電源設備に係る更新</li> </ul>
能登半島地震を踏まえた緊急対策事業	<p>○災害により、孤立化する恐れのある地域における防災対策を目的として、次に掲げる緊急対策に係る取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅避難者用資機材等の整備（携帯トイレ、非常用照明機材、非常用充電器等）</li> <li>・在宅避難者用備蓄食料等の整備</li> <li>・非常用情報伝達手段の整備（衛星電話等）</li> </ul>

別表第2（第6条関係）

優先順位	補助対象事業
1	○要綱第3条第1号、第2号、第4号から第6号まで、第8号から第12号までの補助対象事業。ただし、第5号のうちの県内広域応援登録済みの車両の整備及び当該車両に整備する資機材の整備を除く。
2	○次のいずれかに該当する市町村が行う要綱第3条第3号ア及びイの補助対象事業。ただし、優先順位が第1順位のものを除く。 (1) 消防団協力事業所に対する入札優遇措置を導入している市町村 (2) 消防団協力事業所に対する税制優遇措置を導入している市町村 (3) 当該年度（4月1日時点）の消防団員数が条例定数を満たしている市町村（ただし、平成27年4月1日度以降に適用される条例定数を減じた市町村を除く。） (4) 次のア又はイに該当する制度を前年度又は当該年度に導入した市町村（ただし、適用は1回に限る。） ア 消防団員に対する優遇措置を講じる制度で、次の(ア)及び(イ)を満たすもの (ア) 市町村が実施要綱等を定めて実施するもの (イ) 市町村が団員に団員証等を交付し又は県が交付する団員証を活用し、団員若しくは団員の家族が店舗等において団員証等を提示等することにより割引等の特典を受けられるもの又は団員に店舗等の割引券を配付するもの イ アに準じるものとして知事が特に認めるもの
3	○要綱第3条第3号の補助対象事業。ただし、優先順位が第2順位のものを除く。
4	○要綱第3条第5号の補助対象事業のうち、県内広域応援登録済みの車両の整備及び当該車両に整備する資機材の整備、並びに要綱第3条第7号の補助対象事業。